

令和元年度第1回 音更町農業委員会委員候補者評価委員会 議案

と き 令和2年2月20日（木）午後5時
ところ 音更町役場庁舎2階 庁議室

1 開 会

2 議 事

議案第1号 委員長及び副委員長の選出について

議案第2号 音更町農業委員会委員候補者の評価基準（案）について

3 その他

4 閉 会

議案第1号

委員長及び副委員長の選出について

音更町農業委員会委員候補者評価委員会規則第3条第2項に基づき、委員長及び副委員長を下記のとおり選出する。

区 分	氏 名
委 員 長	
副 委 員 長	

音更町農業委員会委員候補者の評価基準（案）

1 評価基準制定の目的

本基準は、推薦及び応募のあった音更町農業委員会委員候補者（以下「候補者」という。）について、法令の定める要件を満たすか、地域の実情に沿った農地利用の最適化の推進等に寄与するかの評価を行うことを目的に、音更町農業委員会委員候補者評価委員会における候補者の評価に関する審議を行う基準として制定する。

2 評価基準に係る留意事項

農業委員会委員の任命に当たっては、次の事項に留意することが求められる。

- (1) 農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者（農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）第8条第1項及び音更町農業委員会委員の任命に関する規則（平成28年音更町規則第41号。以下「町規則」という。）第3条）
- (2) 農業委員会委員の定数19人の過半（10人以上）を原則として認定農業者とすること。（法第8条第5項）
- (3) 農業者以外の者で、農業委員会の業務に関して利害関係を有しない者を1人以上確保すること。（法第8条第6項）
- (4) 女性や青年も積極的に登用すること。（法第8条第7項）
- (5) いわゆる欠格事項（破産者で復権していない者、禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は受けることがなくなるまでの者、暴力団員又は暴力団関係事業者）に該当しないこと。（法第8条第4項及び町規則第3条）

3 評価基準

別表による。

4 評価基準に基づく評価の流れ

- (1) 認定農業者の別の確認
候補者のうち、認定農業者を確認する。
- (2) 非農業者の確認
候補者のうち、非農業者を確認する。
- (3) 女性や青年の確認
候補者のうち、女性や青年を確認する。
- (4) 推薦状況の確認
町規則第2条第1号の農業者による推薦にあつては、推薦者が地域組織の役員であるか否か、地域的バランスに配慮した状況にあるか否かを確認する。
- (5) 農業関連の公職等への就任経験
農業者である候補者のうち、農業関連の団体・機関等での役職への就任経験があるか否かを確認する。
- (6) 推薦理由、応募理由及び抱負
推薦理由、応募理由及び抱負の記載内容から農地最適化の推進等に強い意欲を感じられるか、又は抱負の内容やその実現に向けた取組に強い意欲を感じられるかを確認する。

(7) 欠格事項非該当の確認

法第8条第4項及び町規則第3条に規定する欠格事由に該当しないことを確認する。

5 その他

(1) 補則

この基準に定めのない事項については、音更町農業委員会委員候補者評価委員会で協議して委員長が定める。

(2) 施行期日

この基準は、令和2年2月 日 から施行する。

別 表

音更町農業委員会委員候補者評価基準整理表

評価項目	評価基準・考え方
1 認定農業者の別の評価	認定農業者か否か (委員19人のうち、過半(10人以上)が認定農業者でなければならない。)
2 非農業者の確保に係る評価	農業委員会の所掌事項に利害関係を有しない者を1人以上確保する。
3 性別・年齢の偏りの解消に係る評価	女性の確保に努める。 30代・40代の年齢層である者の確保に努める。
4 推薦状況の評価	【個人推薦】 農地利用の最適化の推進に寄与できる者として、被推薦者の地域等とのつながり(推薦者の地域組織等における役職等)を評価する。 【団体推薦】 推薦団体が、本町に本拠を置く農業者の組織する団体であるかを確認する。
5 農業関連の公職等の就任経験	農業関連の団体・機関等での役職の就任経験により、農業に関する広い見識を有しているものとして評価する。(公職等の例:農業委員、農協・農済・土地改良区等の農業関連団体の役職員、公務員で農業関連部門における業務経験があるもの等)
6 推薦理由・応募理由の評価	農地最適化の推進等に対する意欲、抱負の内容やその実現に向けた取組に対する意欲を評価する。
7 欠格事由の非該当の評価	次のいずれにも該当しないこと。①破産者で復権していない者、②禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は受けることがなくなるまでの者、③暴力団員又は暴力団関係事業者該当しないこと。

音更町附属機関設置条例 (関係条項抜粋)

別表 (第2条、第3条関係)

附属機関 の属する 執行機関	附属機関	担任する事項	委員の 定 数	委員の 任 期
町長	【略】			
	音更町農 業委員会 委員候補 者評価委 員会	音更町農業委員会の委員の候補者の 評価に関する事項について、審議を行 うこと。	3人	3年
	【略】			

音更町農業委員会委員候補者評価委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、音更町附属機関設置条例（平成22年音更町条例第1号）第4条の規定に基づき、音更町農業委員会委員候補者評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 農業に関する識見を有する者
- (2) その他町長が特に必要と認める者

2 委員は、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。ただし、委員長を定めるための会議は、町長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めたときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求めて、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(持ち回りの方法による表決)

第5条 委員長が特に必要と認めたときは、持ち回りの方法により表決を求め、委員の過半数が参加する場合に限り、会議の議決に代えることができる。

2 前条第3項の規定は、持ち回りの方法による表決について準用する。この場合において、前条第3項中「出席した委員」とあるのは「参加した委員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、経済部農政課において行う。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。